

## 付 議 第 2 号

平成 30 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項  
に関する議案

別紙のとおり、平成 30 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者  
取扱要項を定めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。



平成30年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

## 1 出願資格

障害のある者で、次の事項に該当するものとする。

### (1) 幼稚部

平成24年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者

### (2) 高等部

ア 平成30年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者

イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者

ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成30年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者

### (3) 高等部専攻科

ア 高知県立盲学校

(ア) 平成30年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 平成30年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

## 2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	第1学年	32名程度
	田野分校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立日高養護学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	16名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	第1学年	16名程度
肢体不自由	子鹿園分校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立高知江の口養護学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
病弱	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	8名

### 3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学 校 名	所 在 地	入 学 区 域 等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田 野 分 校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子 鹿 園 分 校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成30年4月に 利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は平成30 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 30年4月に入院を予定し ている者

#### 4 出願手続

##### (1) 出願期間

平成30年1月12日（金）から1月19日（金）まで

##### (2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

##### (3) 出願制限

###### ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

###### イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

##### (4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

##### (5) 県外からの出願

県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

#### 5 選考検査

(1) 選考検査日 平成30年2月9日（金）

(2) 選考検査場所 出願先学校

##### (3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

#### (4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、2月9日（金）検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。

各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

### 6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

### 7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

### 8 合格者の発表

#### (1) 幼稚部

学校長は、平成30年3月2日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

#### (2) 高等部

学校長は、平成30年3月2日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

#### (3) 高等部専攻科

学校長は、平成30年3月2日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

### 9 出願期間外の取扱い（日高養護学校高知みかづき分校以外）

#### (1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

#### (2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、平成30年3月2日（金）から3月16日（金）までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

#### (3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに従う。

なお、合格者の発表等については、平成30年3月2日（金）以後に学校長が随時行うものとする。

10 日高養護学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、平成30年3月15日（木）に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間

平成30年3月16日（金）から3月17日（土）まで

イ 選考検査日 平成30年3月20日（火）

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに従う。

なお、合格者の発表等については、平成30年3月26日（月）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校の入学志願者は、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計



イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成30年2月9日(金)の選考検査に関するもの	平成30年3月3日(土) ) 平成30年4月2日(月)
取扱要項9-(3)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10-(2)イに示す、平成30年3月20日(火)の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	平成30年3月27日(火) ) 平成30年4月26日(木)

(注)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)  
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(7) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(1) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

## 訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

### 1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成30年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

### 2 募 集 学 校、学 部、定 員 等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

### 3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887 (38) 8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088 (863) 3882	香南市、香美市、南国市、 長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088 (894) 5335	高知市、土佐市、須崎市、 吾川郡、高岡郡(四万十町 を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088 (823) 6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立高知病院分校籍とする。

#### 4 出願手続

##### (1) 出願期間

平成30年1月12日(金)から1月19日(金)まで

##### (2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

##### (3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

##### (4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

##### (5) 県外からの出願

平成30年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

#### 5 選考検査

(1) 選考検査日 平成30年2月9日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認める場所

##### (3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

#### 6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

#### 7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

#### 8 合格者の発表

学校長は、平成30年3月2日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成29年8月1日から施行する。

平成30年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項 新旧対照表

新 (平成30年度)	旧 (平成29年度)
<p>平成30年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p> <p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成24年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成30年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成30年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 ア 平成30年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p>	<p>平成29年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p> <p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成29年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 ア 平成29年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p>

1 高知県立高知ろう学校

(ア) 平成30年3月に特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
			理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校 田野分校	高等部	第1学年	32名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	16名	
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校 子鹿園分校 国立高知病院分校 土佐希望の家分校	高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	16名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	3名	
病弱	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	3名	
		高等部	第1学年	8名	

1 高知県立高知ろう学校

(ア) 平成29年3月に特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
			理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校 田野分校	高等部	第1学年	32名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	16名	
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校 子鹿園分校 国立高知病院分校 土佐希望の家分校	高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	16名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	3名	
病弱	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	3名	
		高等部	第1学年	8名	

### 3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088 (823) 8721	県内全域
	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088 (823) 1640	県内全域
聴覚障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887 (52) 2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887 (38) 8850	室戸市、安芸市、安芸郡
知的障害	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889 (24) 5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 十和村・大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088 (823) 2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 十和村・大正町を除く)、 南国市、香美市、香南市
肢体不自由	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088 (894) 5335	県内全域
肢体不自由	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088 (844) 1837	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088 (843) 1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成30年4月に 利用予定の者
肢体不自由	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088 (863) 3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は平成30 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088 (823) 6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088 (843) 1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 30年4月に入院を予定し ている者

### 3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088 (823) 8721	県内全域
	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088 (823) 1640	県内全域
聴覚障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887 (52) 2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887 (38) 8850	室戸市、安芸市、安芸郡
知的障害	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889 (24) 5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 十和村・大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088 (823) 2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 十和村・大正町を除く)、 南国市、香美市、香南市
肢体不自由	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088 (894) 5335	県内全域
肢体不自由	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088 (844) 1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088 (843) 1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成29年4月に 利用予定の者
肢体不自由	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088 (863) 3882	重症心身障害児施設土佐 希望の家利用者又は平成 29年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088 (823) 6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088 (843) 1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 29年4月に入院を予定し ている者



4 出願手続

(1) 出願期間

平成30年1月12日(金)から1月19日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかつき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡 吾川郡、高岡郡	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならぬ。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成29年1月13日(金)から1月20日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかつき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡 吾川郡、高岡郡(旧十和村・大正町除く)	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならぬ。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成30年2月9日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部に  
ついては、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもつ  
て、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、2月9日(金)検査開始時刻までに、中学校長等を経  
由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについ  
ては志願先学校の定めによる。

各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

※ 右記「(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求」は、11(2) に  
掲載

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成29年2月10日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部に  
ついては、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科  
別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施  
する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5- (1) に示す、 平成29年2月10日(金)の選 考検査に関するもの検査日	平成29年3月4日(土) ～ 平成29年4月3日(月)
取扱要項9- (2) に示す、 出願期間外の取扱いによる選考 検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合 格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所 と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校)に出願した者については、当該分校  
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受験生本人又は受験生の法定代理人

オ 必要書類

- (ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票  
(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。  
(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

- (1) 幼稚部  
学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い

- (1) 特別支援学校の幼稚部  
随時出願することができる。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。  
(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

- (1) 幼稚部  
学校長は、平成30年3月2日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、平成30年3月2日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、平成30年3月2日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い（日高養護学校高知みかつき分校以外）

- (1) 特別支援学校の幼稚部  
随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、平成30年3月2日(金)から3月16日(金)までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の再出願は認めない。

(3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに従う。

なお、合格者の発表等については、平成30年3月2日(金)以後に学校長が随時行うものとする。

10 日高養護学校高みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

了 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等へて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、平成30年3月15日(木)に関係中学校長等へて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

了 再募集を行う場合の出願期間

平成30年3月16日(金)から3月17日(土)まで

イ 選考検査日 平成30年3月20日(火)

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、平成29年3月3日(金)から3月17日(金)までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の再出願は認めない。

(3) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに従う。

なお、合格者の発表等については、平成29年3月3日(金)以後に学校長が随時行うものとする。

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成30年3月26日（月）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校の入学志願者は、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成30年3月26日（月）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校の入学志願者は、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

【再掲】

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成30年2月9日(金)の選考検査に関するもの	平成30年3月3日(土) ～ 平成30年4月2日(月)
取扱要項9-(3)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10-(2)イに示す、平成30年3月20日(火)の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	平成30年3月21日(水) ～ 平成30年4月20日(金)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校（分校に出願した者については、当該分校）  
午前9時から午後5時まで

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成29年2月10日(金)の選考検査に関するもの検査日	平成29年3月4日(土) ～ 平成29年4月3日(月)
取扱要項9-(2)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校（分校に出願した者については、当該分校）  
午前9時から午後5時まで

工 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

- (ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票
- (イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることとを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

工 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

- (ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票
- (イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることとを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

## 訪問教育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

### 1 出願資格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成30年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

### 2 募集学校、学部、定員等

学校名	学部等	学年	定員
高知県立山田養護学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

## 訪問教育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

### 1 出願資格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

### 2 募集学校、学部、定員等

学校名	学部等	学年	定員
高知県立山田養護学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

### 3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、高岡郡 (四万十町を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡、四万十町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に在所している対象者については、高知若草養護学校国立病院分校籍とする。

#### 4 出願手続

##### (1) 出願期間

平成30年1月12日(金)から1月19日(金)まで

##### (2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

##### (3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

### 3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、高岡郡 (四万十町を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡、四万十町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に在所している対象者については、高知若草養護学校国立病院分校籍とする。

#### 4 出願手続

##### (1) 出願期間

平成29年1月13日(金)から1月20日(金)まで

##### (2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

##### (3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。



(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

平成30年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならぬ。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成30年2月9日(金)

(2) 選考検査場所

出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成30年3月2日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

平成29年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならぬ。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成29年2月10日(金)

(2) 選考検査場所

出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成29年3月3日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱い  
に  
関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成29年8月1日から施行する。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに  
関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成28年8月1日から施行する。

新旧対照表 P14, 15

◆課題1 日高養護学校(高知みかづき分校含む)の校区について

(現状)

- ・四万十町が対象となる知的障害特別支援学校の校区は、旧十和村、大正町の3中学校は中村特別支援学校、それ以外の旧窪川町の2中学校は、日高養護学校と中村特別支援学校の重複校区となっている。同じ四万十町内の中学校で選択できる学校に差があるため、保護者や学校にとっては不公平感がある。
  - ・近年、高知みかづき分校へ、同じ四万十町内であることから校区外の中学校からの受検希望があり、通学可能な校区内への転居を予定している場合などには受検を認めてきた。
- ⇒同一町内の校区に関する不公平感を解消する。  
⇒より広い地域の生徒に対して高知みかづき分校の受検の機会を広げる。

◆課題1に関する対応

日高養護学校の校区の「高岡郡(旧十和村・大正町を除く)」から、( )を除き、「高岡郡」とすることで、四万十町全域を日高養護学校と中村特別支援学校の重複校区とする。

- より広い地域から高知みかづき分校入学希望者を受け入れることができる。
  - ※新たに校区となる3校の中学校で対象となる生徒は少なく、日高養護学校を希望する生徒がいた場合の受け入れは可能、また寄宿舎を利用することも可能。
- H29: 北ノ川中、十川中、大正中には知的障害学級は設置されていない。大正中には、自閉症・情緒障害学級(2年生1名 不登校)が設置されている。

県立知的特別支援学校と子鹿園分校の現在の校区

【日高養護学校の校区】

高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧十和村・大正町を除く)

【高知みかづき分校のみ】

南国市、香美市、香南市

新しく【日高養護学校の校区】に加える地域

中村特別支援学校

日高養護学校本校及び高知みかづき分校

山田養護学校

山田養護学校 田野分校

【高知若草養護学校子鹿園分校の校区】  
高知市、いの町、土佐市

◆課題2 高知若草養護学校子鹿園分校の校区について

(現状)

- ・子鹿園分校の校区：高知市、土佐市、いの町  
※H22年度に通学生の受け入れを開始した際に、保護者送迎の負担のない範囲として3市町村を校区とした。
  - ・これまで毎年、校区隣接する南国市、香南市、香美市等から、子鹿園分校への入学希望(保護者送迎)がある。  
※分校への通学に合わせて、療育福祉センター(医療や福祉サービス)を利用することができる。  
※肢体不自由の程度が比較的軽い場合や教科学習が可能な程度の児童生徒の場合、子鹿園分校で教育を受けたいというニーズが高い。
  - ※交通状況が改善され送迎による負担が軽減している。
  - ・南国市等の肢体不自由者が、現在の校区である高知若草養護学校(高知市春野)に通学する場合、子鹿園分校より遠い距離を通学している。
- ⇒肢体不自由特別支援学校の対象となる児童生徒のニーズに応じた学校選択ができるよう選択肢を増やす必要がある。

◆課題2に関する対応

新旧対照表 P14

子鹿園分校の校区を県内全域とする。

- 通学できる範囲を拡大することで、肢体不自由児童生徒が就学できる特別支援学校の選択肢が拡大。
  - ※子鹿園分校は、現在の児童生徒数30名前後であり、これまでに希望があった程度の人数の児童生徒を受け入れることは可能。
  - ※スクールバスは運行していないため、これまでと同様保護者の送迎を基本とする。但し、若草本校のスクールバスの座席に余裕がある場合で、運行ルートまでの送迎ができれば乗車が可能な場合もある。
- ※国立高知病院分校・土佐希望の家分校は、重度重複障害で隣接する病院・施設利用者が対象。

◆課題3 追検査の実施を可能とすることについて

(現状)

※選考検査日に欠席した場合、一度志願を取り下げたうえで、再度「期間外」に出願する必要があり、3月の下旬まで進路決定ができない。

⇒インフルエンザ等、やむを得ない理由により選考検査当日に受検できなくなった場合の受検者の負担を軽減する。

◆課題3に関する対応

インフルエンザ等、やむを得ない理由で選考審査当日に受検できない場合は、学校長の判断により別に検査日（追検査日）を設けることができることとする。

○やむを得ず欠席した場合に対応し、合格発表を一緒に行うことができ、進路決定が遅れることによる本人の負担を軽減することができる。

※やむを得ない理由（インフルエンザ罹患などの急病で、別室受検などの特別な配慮が望ましくない場合）

◆課題4 高知みかづき分校の生徒の確保について

(現状)

・これまで、欠員が生じた場合「期間外の取扱い」の手続きで対応している（同年度に同一学校の同一学科の再出願は認められていない）ため、2月の選考検査で一度不合格になった者は、欠員が生じても再度受検することができない。

⇒高知みかづき分校の定員を満たす生徒数を確保する必要がある。

◆課題4に関する対応

欠員が生じた場合や受検者数が定員に達しない場合の対応

- ①補欠合格候補者を決めておく  
再募集なしで合格者を決定できる。
- ②（それでも欠員がある場合は）再募集を実施する  
2月の選考検査で不合格になった場合も、再募集が行われる場合は再度志願することができる。

※再募集を実施する場合は、高等学校との併願を考慮し、A日程発表後に実施する。（取扱要項に日程等を示す。）

# 参考資料 3

## 【課題1】

※ データは各年度  
5月1日付け

※ 日高養護学校本校及び高知みかづき分校の高岡郡内市町村出身者数

日高養護学校	市町村	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	日高村	3	5	5	7	5	5
佐川町	23	18	20	17	21	18	
越知町	6	4	4	2	2	1	
津野町	4	5	3	3	1	2	
禰原町	4	3	4	4	4	2	
中土佐町	1	2	3	4	4	6	
四万十町(旧窪川町)	1	1	2	1	1	2	
づ高き知分み校か	日高村	1	1	1			1
	佐川町	3	3	1		1	2
	四万十町(旧大正町)						1

※高知市に転居

※ 中村特別支援学校の四万十町出身者数

支中援村学特校別	市町村	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	四万十町(旧窪川町)	4	7	9	8	7	11
	四万十町(旧大正町)	2	2	2	1	2	1
	四万十町(旧十和村)			1	1	1	

新しく日高養護学校の校区に加える地域

## 【課題2】

※ 高知若草養護学校本校及び子鹿園分校 児童生徒の通学状況

○ 高知若草本校の児童生徒の通学状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
通学生	61	66	61	54	53	53	48	49
舎生	13	14	16	16	15	16	17	17
訪問生	6	6	5	2	2	2	3	2
計	80	86	82	72	70	71	68	68

○ 子鹿園分校の児童生徒の通学状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
通学生	5	4	7	14	19	22	24	25
療育福祉センター	4	3	10	8	5	4	3	3
計	9	7	17	22	24	27	26	28

※通学生25名の内訳

高知市	23
いの町	2

【課題2】

※ 高知若草養護学校本校 (各市町村別 児童生徒数…訪問生除く)

H29

※ データーは各年度 5月1日付

市町村	小		中		高		合計
	通学生	寄宿舎	通学生	寄宿舎	通学生	寄宿舎	
安芸郡(安田町)				1			1
安芸市						1	1
香南市		1		2	1	3	7
香美市	1						1
南国市	1				2		3
高知市	5	1	11		13		30
土佐町						1	1
いの町					2		2
仁淀川町				1			1
土佐市	2				5		7
須崎市	1			1	2	1	5
日高村					1		1
佐川町	1		1			1	3
津野町				1			1
四万十町						1	1
四万十市						1	1
	11	2	12	6	26	9	66

H28

市町村	小		中		高		合計
	通学生	寄宿舎	通学生	寄宿舎	通学生	寄宿舎	
安芸郡(安田町)				1			1
安芸市						4	4
香南市		1		2	1	2	6
南国市	1				2		3
高知市	9		9	1	13		32
土佐町						1	1
いの町					2		2
仁淀川町				1			1
土佐市	1		2		3		6
須崎市	1		1	1			3
日高村					1		1
佐川町	1		1			1	3
津野町				1			1
四万十町				1			1
	13	1	13	8	22	8	65

H27

市町村	小		中		高		合計
	通学生	寄宿舎	通学生	寄宿舎	通学生	寄宿舎	
安芸市						4	4
香南市			1	3			4
南国市					1	1	2
高知市	13		13		11	1	38
土佐町						1	1
いの町			1		1		2
仁淀川町		1					1
土佐市			3		5		8
須崎市			1				1
日高村					1		1
佐川町	1		1			2	4
四万十町				1		1	2
	14	1	20	4	19	10	68

平成30年度 入学選考に関する日程について

1月	1	月 (元旦)	2月	1	木	3月	1	木	
	2	火		2	金		2	金	合格者発表 出願期間外の取扱い
	3	水		3	土		3	土	
	4	木		4	日		4	日	
	5	金		5	月		5	月	A日程の検査実施日
	6	土		6	火		6	火	
	7	日		7	水		7	水	
	8	月 (成人の日)		8	木		8	木	A日程の出願期間
	9	火		9	金		9	金	選考検査日
	10	水		10	土		10	土	
	11	木		11	日 (建国記念日)		11	日	
	12	金		12	月 (振替休日)		12	月	
	13	土		13	火		13	火	
	14	日		14	水		14	水	A日程の合格発表
	15	月		15	木		15	木	補欠合格者の発表 (高知みかづき分校のみ)
	16	火		16	金		16	金	B日程の出願期間 再募集を行う場合の出願期間 (高知みかづき分校のみ)
	17	水		17	土		17	土	
	18	木		18	日		18	日	
	19	金		19	月		19	月	B日程の志願先変更期間及び 調査書等の提出期間
	20	土		20	火		20	火	再募集選考日
	21	日		21	水		21	水	(春分の日)
	22	月		22	木		22	木	B日程の検査実施日
	23	火		23	金		23	金	
	24	水		24	土		24	土	
	25	木		25	日		25	日	B日程の合格発表
	26	金		26	月		26	月	再募集合格者発表
	27	土		27	火		27	火	C日程の出願期間
	28	日		28	水		28	水	
	29	月		29	木		29	木	
	30	火		30	金		30	金	
	31	水		31	土		31	土	

※ 特別支援学校  $\longleftrightarrow$   
 ※ 高等学校  $\dashrightarrow$

